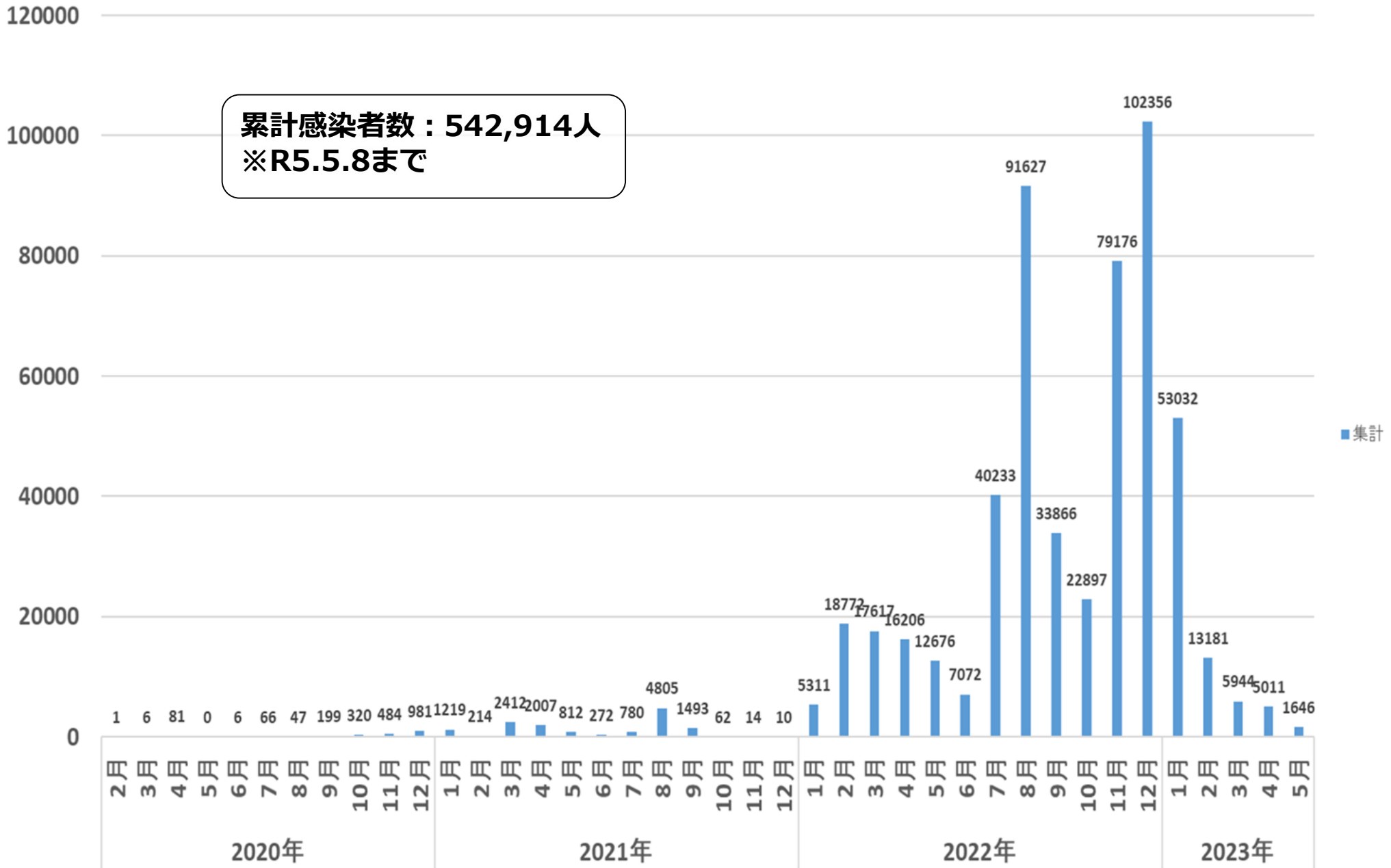


新型コロナウイルス感染症の発生状況と 5 類移行後の取扱いについて

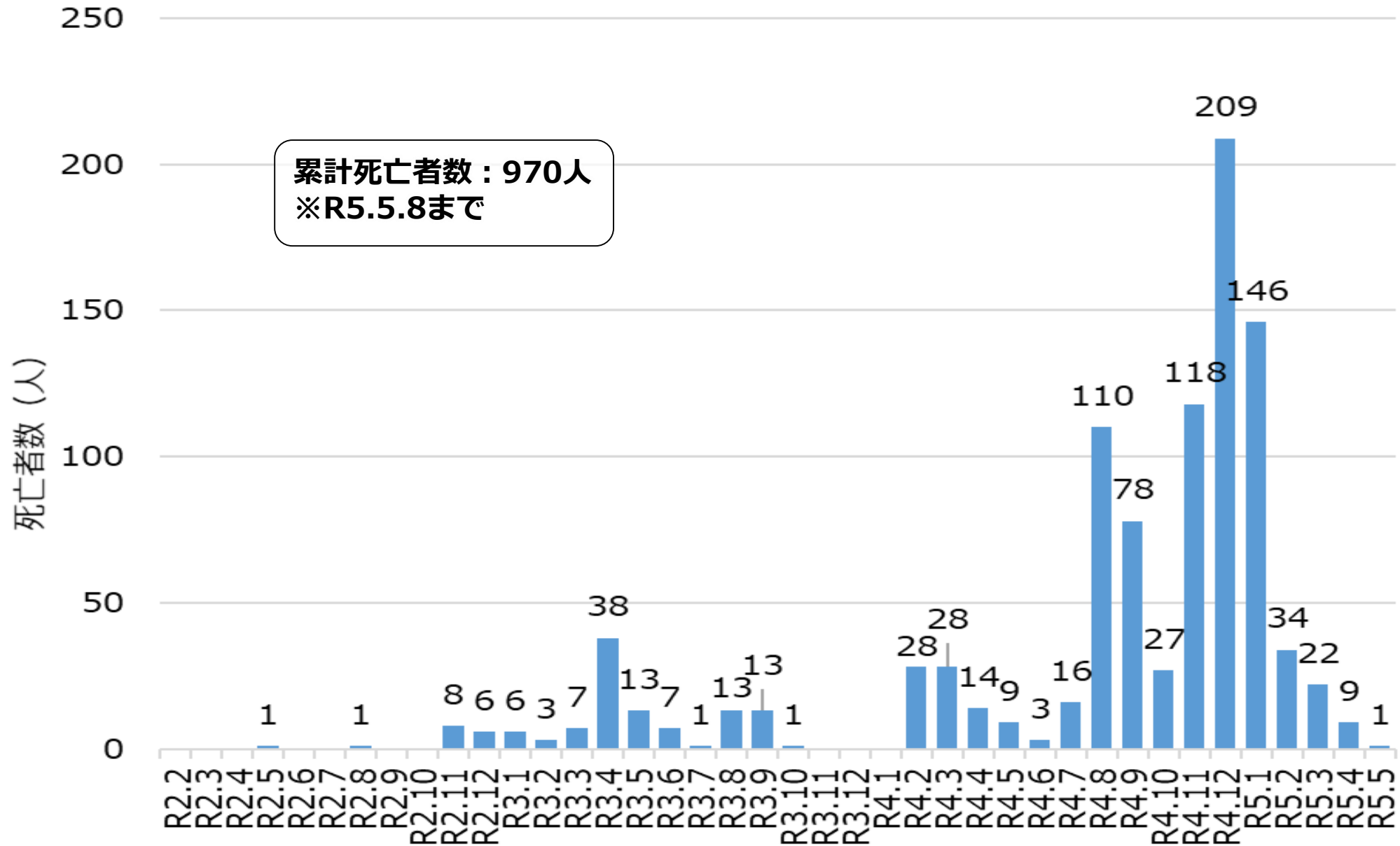
疾病・感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の発生状況（月別感染者数）

累計感染者数：542,914人
※R5.5.8まで



新型コロナウイルス感染症の発生状況（月別死亡者数）



外来診療 体制

これまでの「診療・検査医療機関」が
外来対応医療機関 に名称変更します

医療機関の一覧は、受診情報センターでご案内します
また、県ホームページでも公表します

幅広い医療機関で受診できる体制を目指します

治療費の 取り扱い

受診時の費用は通常の保険診療となり

原則として自己負担 が発生します

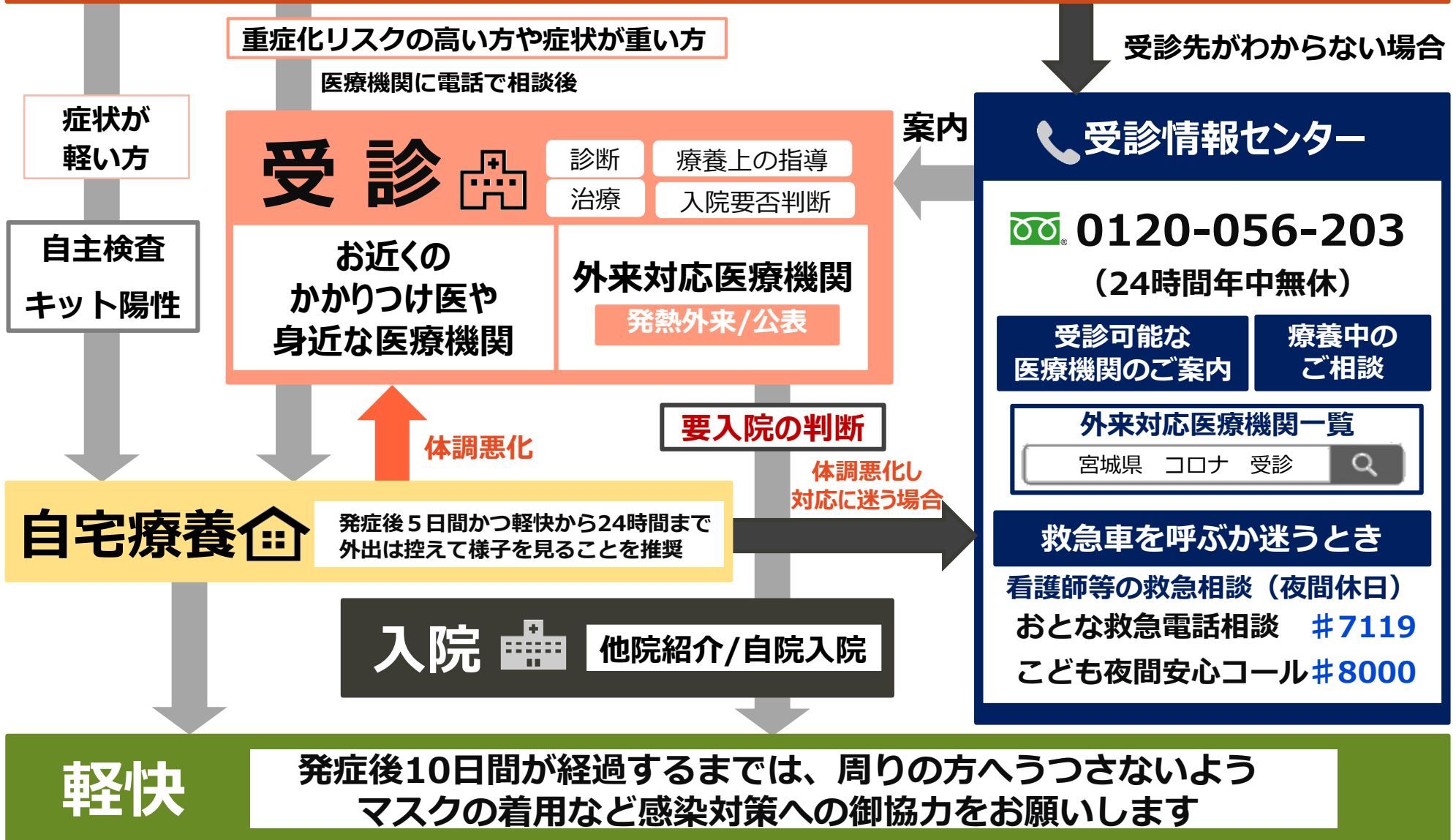
一部公費支援が継続されます

入院医療費は月最大2万円を公費支援
(高額療養費制度の自己負担限度額から減額)

新型コロナ治療薬は全額公費支援

※令和5年9月末まで

発熱などの症状がある方



外出を控えるかどうかは個人の判断にゆだねられます

陽性者

法律に基づく

外出制限

就業制限

は求められません

発症後 5 日間かつ軽快後24時間経過まで

外出を控えることを推奨します

10日間は自主的な感染対策を推奨します

同居者などの濃厚接触者

「濃厚接触者」の特定はされません

法律に基づく

外出制限

は求められません

特に5 日間は体調に注意

7 日間は発症の可能性あり

自主的な感染対策を推奨します

リスクのある時期はマスク着用やハイリスク者との接触は控えるなど
自主的な感染対策をお願いします

外出制限がなくなるため
隔離時の支援も終了しています

宿泊療養施設

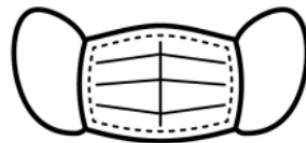


生活支援物資



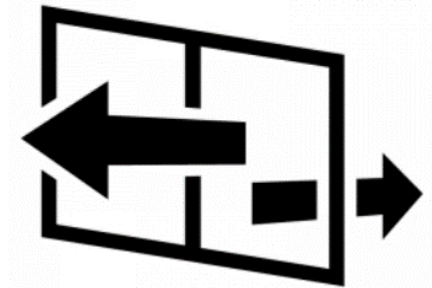
5 類移行後も新型コロナウイルスがなくなるわけではありません

一定の場面での
マスク着用



着用は個人の判断にゆだねることが基本です

換気



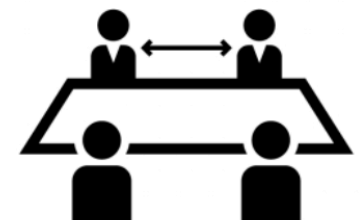
一律に求めないものの、
感染対策としては引き続き有効

手洗い等の
手指衛生



人との距離の
確保

三つの密の回避



個人や事業者の自主的なご判断で実施をお願いします